

第2項 安心・安全なまちづくりを推進する

1 心の和む都市景観の創出

目 標

都市機能の充実とともに、羽村市に生活することが心地良く、市民の憩いの空間であるような景観づくりを進めます。

主な 指標	● 宅地開発等指導要綱に基づく指導件数	
	現状	要綱に基づき適切な指導を行います。
	14件/年	
	● 捨て看板の除却枚数	
現状	捨て看板がなくなるよう努めます。	
19.7枚/日		

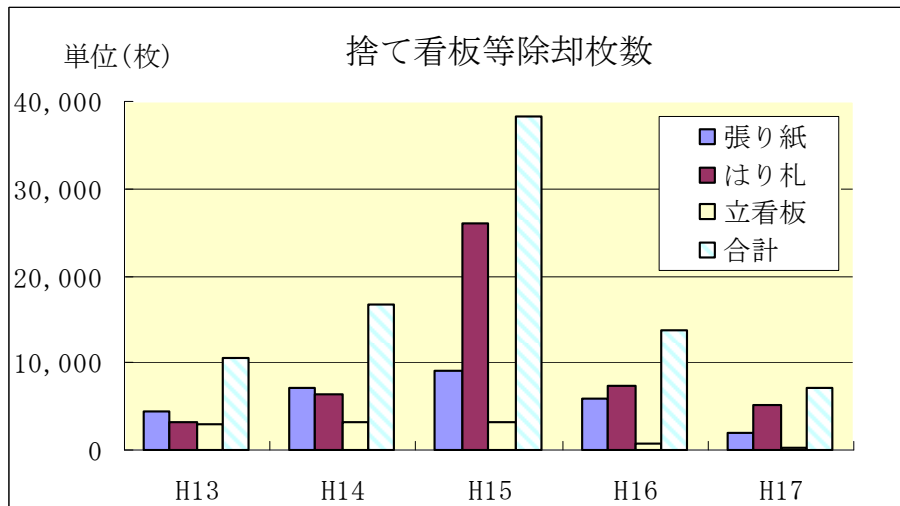
現 状

JR青梅線以東の土地区画整理事業により整備された住宅地では、大規模な公園を備え、低層住宅地が大部分を占めており、緑が比較的多い良好な街並みを形成しています。しかし、幹線道路や駅周辺には中・高層住宅が増えて富士山や草花丘陵の眺望がきかなくなってきました。

工業地周辺では、大規模な工場や集合住宅団地などの都市的な大規模施設が多く立地しており、工場建物や高圧電線など、無機質で殺風景な景観や工場と住宅が混在する地域もあります。

多摩川周辺は、水辺の自然、350年以上の歴史をもつ羽村堰や玉川上水とその周辺の緑道・山並み・草花丘陵の樹林・段丘崖線・神社・仏閣と境内の樹林などが、羽村の原風景を形づくっています。

市では、良好な住環境の整備を図るため、住宅整備などへの支援として、住宅なんでも相談などの事業を実施、また、宅地開発等指導要綱に基づく規制、誘導に努めました。平成15年度に羽村市捨て看板防止条例を制定し、街路樹や電柱に設置された捨て看板の除却を実施しています。



施策の方向

「羽村市美しいまちづくり基本条例」や東京都が策定した「東京都景観条例」に基づき、都市景観についての市民意識を高め、多摩川・崖線樹林地・水田など景観への配慮を促すため、啓発活動を推進します。

屋外広告物、路上違法駐車車両などをなくし、電柱・電線の地中化の整備に努めます。建築物は周辺の街並みと調和が図れるよう景観配慮を指導します。

また、市街地の緑を増やし、美しい街並みを保全し、潤いのある景観づくりを進めます。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 都市景観についての意識向上・啓発の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 普及啓発	1 「羽村市美しいまちづくり基本条例」を基本に、市民・事業者・市それぞれの責務を意識づけるよう努めます。	
	2 市民参加による景観づくりにより、市民、事業者の景観形成への理解と関心を高めていきます。	

(2) 街並みと調和した建築物の誘導		
取組施策	取組項目	備考
① 建築物計画時の指導	1 景観・眺望を損ねる高層建築物や街並みに合わない奇抜な建物が建築されないよう、法令等に基づいて指導します。	
	2 ★大規模建築物などの建設にあたっては、周囲との調和を図るよう事業主と事前協議を行います。	1. 1. 1. 1(2)①-3 19 頁関連 1. 2. 1(2)①-3 1. 2. 1(2)①-4 43 頁関連 3. 1. 1(3)①-3 67 頁関連
	3 ◆大規模建築物は周辺の地域特性をふまえた形態、色彩、素材を選択するとともに、緑化推進の先導的役割を果たすよう敷地内に緑地スペースを確保するよう指導します。	1. 2. 1(2)①-2 43 頁関連
	4 ◆高層や大規模な建造物の建築などを計画する場合、関係法令に基づき、市民に情報開示し、環境面で配慮するために、地域住民などに説明・周知するよう指導します。	1. 2. 1(2)①-2 43 頁関連
② 建築物計画の情報公開	1 都市計画事業や公共施設の建設等にあたっては、事前に市民に周知し、景観や環境に配慮するよう努めます。	
③ 建築物等のデザインへの配慮	1 建物デザインや看板の質の向上、彫刻の配置などにより、周辺地域と調和した商業地の形成を図ります。	
	2 地域ごとの特性、状況に応じたルールづくりなどを進め、地域と調和した色彩美の創造に努めます。	

(3) 道路景観の向上		
取組施策	取組項目	備考
① 対応の充実	1 ★幹線道路の電線類の地中化や街路灯のデザインの改善など、景観に配慮したまちづくりを進めます。	
	2 ★都市の景観を向上させるため電線類の地中化について、安全面およびコスト面を考慮し幹線道路等への整備に努めます。	
	3 連続した街路樹や街路灯など、個性ある道路の整備を進めます。	
	4 路上違法駐車取締りを福生警察署に要請します。	
	5 ★街路樹や電柱に設置された捨て看板の除却に取り組みます。	
	6 事業者に入出りの車両が路上駐車しないように指導します。	

(4) 潤いのある景観づくりの推進		
取組施策	取組項目	備考
① 市街地の景観づくりの推進	1 ◆工業地周辺では道路沿線緑化等を推進し、工場と住宅とが共存可能な潤いある景観づくりの形成を図ります。	3.1.1(4)①-3 67 頁関連
	2 清潔で美しい公園を保つよう市民との協働による適切な管理を推進します。	
	3 ★地域の特性にあわせた個性的で魅力あふれる景観の形成を図るため、引き続き地区計画による規制を実施していきます。また、多摩川周辺や水田、商業系地域や工業系地域についても地区計画による規制・誘導を図るため、地区計画の指定に努めます。	
	4 ★羽村駅西口地区は、土地区画整理事業において、関係権利者の協力を得ながら、新たな都市景観の形成を図ります。	
② 自然景観との調和	1 多摩川周辺の景観を損なわないよう自然の保全に取り組みます。	
	2 ◆崖線樹林地や水田の景観を守るよう努めます。	3.1.1(2)①-2 66 頁関連

市民の取り組み

- 次代に引き継ぐ美しいまち並みを創造するため、まちづくりに積極的に参加します。
- 周囲の色と調和する色彩の使用、窓辺やベランダを観葉植物や花で飾るなど、落ち着いた住宅地を形成するよう努めます。
- 家屋の新築、改築時には周辺の景観に配慮します。
- 路上駐車や路上駐輪などをしません。また、道路上に私物を置いて占有しません。
- ポイ捨てをしません。
- 飼い犬、猫の糞尿は、飼い主が責任をもって処理します。
- いっせい清掃日や、花植えに参加・協力します。
- 樹林地や緑地を美しく保つために、所有者と周辺住人が協力して管理や手入れを行います。

事業者の取り組み

- 市の美しい景観づくりに参加し、従業員教育を行います。
- 建造物の新築・改築時には周辺環境に充分配慮します。要請があれば、関係者との協議の場を設けます。
- けばけばしい看板やネオンの設置、周辺景観にそぐわない形状・色の建物の建設は自粛します。
- 広告宣伝物、路上駐車など道路上に物を置いて占有しません。
- 出入りの車両が路上駐車をしないように厳重に対処します。
- 工場・駐車場には緩衝緑地帯を設けるよう努めます。
- 捨て看板などを街路樹や電柱に設置しません。

2 災害に強いまちづくり

目 標

多様な災害に備え、防災体制・緊急避難体制を整備・確立します。

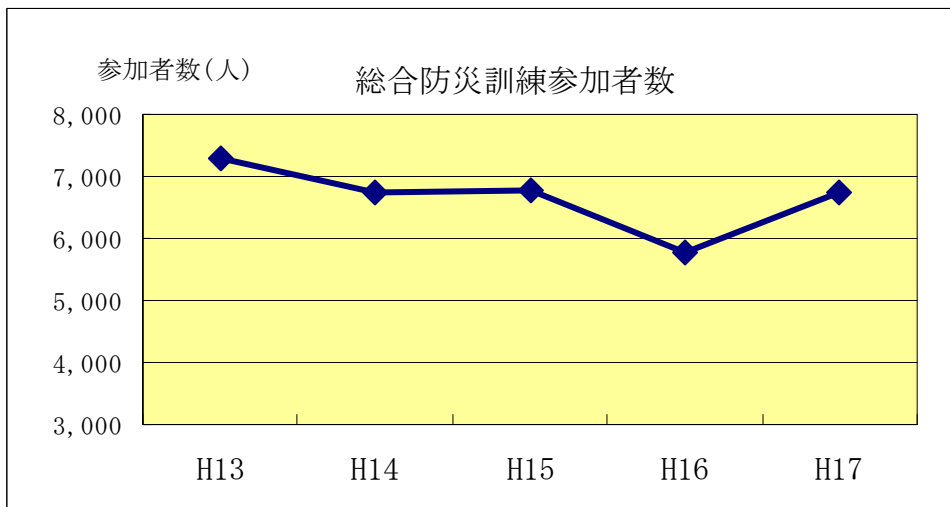
指標	総合防災訓練参加者数	
	現状	参加者の増加に努めます。
	6,744人	

現 状

現代は、都市の進展などにより災害による被害が多重化、深刻化しています。特に、西東京工業団地、神明台工業団地などを抱え、市域の中には米軍横田基地の一部があるため、災害発生時に火災などの様々な不測の事態に備えなければなりません。また、舗装した路面では雨水が浸透しないため、集中降雨時に道路が川と化したり、家屋に浸水する危険があります。

防災体制や緊急避難体制は町内会・自治会の自主防災組織に負うところが大きくなっています。自主防災組織については、資材購入の助成等により、防災対策が向上しているとともに、総合防災訓練等を通じ市民の防災意識の高揚が図られています。

さらに、災害情報等を周知する手段として、CATVを使用した火災・防災等告知情報の放映を開始し、情報提供の充実を図りました。



施策の方向

災害時に備え、危険物を取り扱う事業者の施設や緊急避難所の安全性を調査し、市民に情報提供するなど、防災体制確立のために災害に備える意識の高揚を図ります。

樹林地の保全や、雨水浸透に努めることにより都市型水害を防止するとともに地下水のかん養を図ります。

また、災害時の避難所としても指定されている公園などのオープンスペース・ライフライン・医療体制の整備・食糧の供給拠点としての農地の確保など、防災のためのまちづくりを進めます。なお、防災整備の際は十分に環境保全に配慮します。

災害時の支援や市民・事業者・ボランティアなどによる災害時の相互協力体制を構築し、関係諸機関への協力要請を行います。

さらに、航空機事故などの災害防止のために、関係機関に安全確保を求めます。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 防災体制の確立

取組施策	取組項目	備考
① 強化充実	1 「羽村市地域防災計画」に基づき、災害に備えた総合的な防災体制の確立を図ります。	
	2 ★総合防災訓練などを通じ市民の防災意識向上に努め、防災対策の強化を図ります。	
	3 被害を最小限に止めるため避難体制、情報伝達体制を確立します。	

(2) 避難ルート、避難場所、ライフラインの確保

取組施策	取組項目	備考
① 災害対策の充実	1 火災発生時の延焼防止や災害時の避難に有効である公園・緑地などのオープンスペースや食糧供給拠点としての農地の一層の確保に努めます。そのため、無秩序な開発を防止します。	
	2 避難所または救援地への迅速な移動を妨げないルートを確保するため、路上駐車をなくすよう啓発し、取り締りを福生警察署に要請します。	
	3 避難時の食料等の備蓄を進めます。	
	4 災害時のトイレ不足による生活環境悪化を防ぐため、避難場所に仮設トイレの設置が行えるように体制を整えます。	
	5 災害時にも対応可能な医療体制の確保のため、医療機関に協力を要請します。	
	6 ★羽村駅西口地区については、土地区画整理事業により、延焼遮断帯や避難路としての道路を整備するとともに、避難所となる公園を整備するなど、災害に強いまちづくりを目指します。	

(3) 安全性の確保

取組施策	取組項目	備考
① 情報の把握	1 高圧ガス保管施設、毒物・劇物保管施設、放射線使用施設などの情報の把握に努めます。また、これらの施設に対し、より一層の安全化を指導するよう関係機関に働きかけます。	

(4) 安全対策の強化		
取組施策	取組項目	備考
① 対策の充実	1 災害に強い都市基盤整備を進めます。	
	2 ◆地下水のかん養を図るため、雨水浸透施設の普及を進めます。	3.2.3.1(1)①-1 80 頁関連
	3 ◆崖崩れや落石、大雨時の土砂の流出などを防止している崖線の樹林を保全していきます。	3.1.1(2)①-2 66 頁関連
	4 防災のための都市整備にあたって環境保全等に配慮しながら地下水のかん養や自然林の保全による方法を検討します。	

(5) 相互協力の要請		
取組施策	取組項目	備考
① 体制の充実	1 災害時の迅速な対応のため、災害発生直後の対応を含めた事前の備え、市民・事業者・災害ボランティアなどによる相互協力、自治体間の応援協定などの体制整備を進めます。	
	2 消防施設の整備・充実について関係機関に要望していきます。	
	3 全ての市民を交通災害から守り、安全で快適な暮らしを営むことができるよう、交通安全教育や啓発を通して、意識の向上を図るとともに、交通安全施設の整備を進めます。	
	4 ◆事故による災害防止のため、国や米軍に対し、航空機事故の防止および基地軍用に関する安全確保の徹底を求めていきます。	1.2.3(3)②-4 52 頁関連

市民の取り組み

- 日頃から家庭で災害時の対応について話し合い、飲料水や食料、医薬品を備蓄します。
- 地域ぐるみの防災意識の向上に努め、相互扶助の行動をとります。
- 周辺に危険な箇所がないか注意を払います。
- 防災訓練に参加します。
- 地下水のかん養を図るため雨水浸透施設の設置に協力します。
- 自然災害の防止に役立つ樹林地などの緑地の保全に努めます。
- 災害時には車の使用を控え、路上駐車をしないように努めます。
- 家財やブロック塀の倒壊防止に努めます。

事業者の取り組み

- 高圧ガス保管施設、毒物・劇物保管施設、放射線使用施設等危険物を所有する事業者は、取り扱い状況について情報公開をするとともに、周辺住民の目に入る位置に「危険物取り扱い」等の表示をし、より一層の安全化を進めていきます。
- 危険物を安全に保管・管理し、災害時に漏れ・爆発等が生じないよう対策を講じます。
- 緊急時に車両が道路を塞がないように、事業所内に十分な駐車スペースを確保します。
- 避難所として有効なオープンスペースの確保に努めます。
- 自然災害の防止に役立つ樹林地や農地などの緑地の保全や拡大に努めます。

3 市民が安心して暮らすことのできるまちづくり

目 標

羽村の市民が安心して心地良く暮らせるまちづくりを、市民・事業者・市が利害を超え協力して進めます。

主な 指標	交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区の道路ネットワーク整備率	
	現状	特定路線のバリアフリーネットワークを推進します。
	32.5%	
	市民生活安全パトロールボランティア登録者（累計）	
	現状	300人
	237人	
国や米軍等への要請回数		
現状	引き続き国や米軍に要請していきます。	
14回/年		

* 現状値の数値式：平成17年度末の特定路線整備済延長÷特定路線全延長×100

現 状

1. 交通環境

交通量が多く、安心して歩いたり、自転車に乗れない地域があるほか、段差がある道路や幅が狭い歩道、歩道上にある道路標識などにより、障害者やベビーカーで通行する人が支障をきたしている場所があります。

また、公共交通機関が少ないことから人の移動は自家用車の使用が多くなっています。

市では、平成17年5月から市内循環のコミュニティバス「はむらん」を運行して交通の便を図るほか、高齢者や障害がある人にも優しいまちづくりをめざし、交通バリアフリー基本構想及び事業計画を策定してバリアフリー道路のネットワーク化を推進しています。

2. 生活環境

工場の近くに住むものにとっては、その工場で何を取り扱い、何を製造しているのかわからないため不安となっているほか、建物がたてこんでいる場所では、住宅の日当たりのよさという日常生活のゆとりがなくなっています。

また、訓練で低空飛行をしている航空機（軍用機）による事故が心配です。

市では、横田基地の飛行訓練や騒音等について、関係機関に対し逐次要請をしています。

3. 防犯

駐車車両による見通しの悪い公園、住宅から離れている公園など防犯上好ましくない環境となっている場所があります。

市では、平成15年12月から、市民・町内会・PTA・地区委員会・企業・各種団体などのボランティアが自主的に防犯パトロールを率先して実施しているほか、パトロール車によるパトロールを実施し、市民が安心して心地良く暮らせる犯罪のないまちづくりを推進しています。

施策の方向

すべての市民が、安全で、安心して快適な暮らしがおくれるよう、生活基盤の量的な充足だけでなく、質的な面からも十分に配慮されることが重要です。

このような視点に立ち、交通環境、生活環境、防犯面などについて、快適性や安全性、高齢者や障害をもつ人の使いやすさについて考え、質的な向上に配慮した、誰もが安心して利用しやすいまちづくりを進めます。

また、横田基地の飛行訓練や騒音等について、今後も関係機関に対し逐次要請をします。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 交通環境の改善		
取組施策	取組項目	備考
① 自動車交通量の削減	1 市内事業所のマイカー通勤の自粛を呼びかけます。	
	2 事業所への出入りの車両（大型トレーラーなど）が道路を占用し交通妨害にならないよう指導します。	
	3 自家用車を使わずに移動できるような都市づくりを進めます。	
② 歩行者の安全の確保	1 歩行者・自転車が安全に通行できるような道路づくりを進めます。	
	2 ★バリアフリーネットワークを推進します。	
	3 道路の交差点付近の見通しを妨げないよう、現状に則した指導と市民の協力を求めます。	
	4 羽村駅西口地区は、土地区画整理事業により、高齢者や障害がある方などを含む誰もが地区内を安全に通行できるように歩道のループ化を図ります。	

(2) 高齢者や障害がある人にもやさしいまちづくり		
取組施策	取組項目	備考
① 施設整備の充実	1 「羽村市地域福祉計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進していきます。	
	2 子どもや高齢者、障害がある人など、誰もが安全で快適に利用できるよう、歩道の拡幅や段差の解消、公共施設についての表示の充実などを図ります。	
	3 交通案内、施設案内などの障害者向けの表示の整備、障害者用エレベーターや車いす利用空間の確保、安全に通行できる歩行者通路の確保や点字ブロックの設置など、誰もが利用しやすい施設を整備していきます。	
	4 学校などの公共施設や銀行・スーパーなどの公共性の高い民間施設については、新設はもちろんのこと、既設の建物についてもバリアフリー化を働きかけます。	
	5 通行者の妨げにならないような歩行者案内サインの設置し、親切でわかりやすい道路を整備していきます。	

(3) 生活環境の向上		
取組施策	取組項目	備考
① 建築物の改善	1 市民とのトラブルを未然に防ぐよう、建築の際は周辺環境に配慮し、指導し、建築許可を出すよう東京都に要請していきます。	
	2 建物を建築、改築する際には、見通しを確保するなどして、危険な街並みにならないよう指導します。	
② 工場施設等の安全性の確保	1 工場施設等の安全面に関わる情報を収集します。	
	2 公害の未然防止のため、事業所の立入調査を行います。	
	3 市は、安全性について市民と事業者の話し合いの仲裁的役割を果たします。	
	4 ★国や米軍に対し、横田基地運用に関する安全確保の徹底を要請します。	1.1.3(2)①-1 29 頁関連 1.2.2(5)①-4 48 頁関連

(4) 効果的な防犯ができる環境づくり		
取組施策	取組項目	備考
① 体制の充実	1 不審者の出没や犯罪・非行のおそれのある危険箇所などについて、市民から指摘があった場合はすみやかに対処します。	
	2 人目の届かないような公園周辺など公共施設の死角をできるだけ減らし、周辺環境から孤立しないよう改善します。	
	3 防犯のため、公園周囲の路上駐車を禁止するよう利用者等に働きかけます。	
	4 公園の管理・運営を市民との協働によって推進します。	
	5 防災無線等を利用し、緊急な犯罪情報を市民に知らせることを検討します。	
	6 ★市民生活安全パトロールの充実を図ります。	
	7 公園や公共施設の建設は防犯上の面を配慮するように努めます。	

市民の取り組み

- 自らの暮らしの安全を守るため、積極的にまちづくりに参加します。
- 自家用車の利用はなるべく控え、公共交通機関を利用するよう努めます。
- 自家用車を運転する際には、安全運転に心がけます。
- 生け垣やプランターを置く際は通行者に支障をきたさないよう配慮します。
- 建物の新築・改築工事の際は、隣近所に配慮して施工するように努めるとともに、隣近所のプライバシー保護に配慮します。また、通行上の危険な死角をつくらないようにします。
- 防犯に関心を寄せ、非行がないかどうか公園や危険箇所に気をくばります。
- 犯罪情報を得た場合、また、非行で対応に苦慮する場合は、プライバシーに配慮しつつ、市担当窓口・学校教育機関・警察・保護者・町内会・自治会など各関係者が連絡を密にし、地域社会全体で対応します。

事業者の取り組み

- 安全なまちづくりのために構成員として参加するとともに、従業員の環境教育に一層取り組みます。
- 社員のマイカー通勤の自粛に取り組み、公共交通機関の利用を促進します。
- 市民に工場施設等の安全面や環境対策面の情報を公開し、市民の意見を聞くように努めます。
- 出入りの車両が道路を占用し、交通妨害にならないよう、敷地内に駐車スペースを設けるなどの対策をとります。
- 建物の新築・改築工事の際は、隣近所に配慮して施工するとともに周辺環境にも配慮します。
- 事業所周辺の防犯対策をとり、周辺住民の安全性を確保します。